

請負代金内訳書への法定福利費の明示について

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、法定福利費の適切な支払いのための取組として、以下の事項について、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

1. 請負代内訳書への法定福利費の明示について

- ・ 契約締結時に提出いただく請負代金内訳書には法定福利費を明示してください。

【内訳書に明示が必要な法定福利費】

健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分

- ・ 法定福利費の算出にあたっては、国土交通省作成のマニュアル「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠するなどにより、適切に算出してください。

国土交通省ホームページ

- > 建設業における社会保険加入対策について
- > 2. 知りたいことを探す
- > [4] 見積書に内訳明示する保険の種類及びその料率は？
- > 見積書の作成手順

[URL] https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

2. 法定福利費の算出根拠の提示について

法定福利費が、発注者公表の法定福利費概算額の1／2未満となる場合は、以下の（1）又は（2）の算出根拠の添付が必要です。

- （1）下請企業から提出された見積り等を活用して法定福利費額を算出している場合

各下請企業の請負工事に対する法定福利費額及び根拠とする労務費額（工事価格に労務費率（工事価格に含まれる平均的な労務費の割合）を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）について、見積書等の根拠資料（様式任意）

- （2）上記（1）によらない場合

- ① 労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合

法定福利費額の算出に用いた労務費額（工事価格に労務費率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料（様式任意）

- ② 工事価格に法定福利费率（工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合）を乗じて算出している場合

法定福利費額の算出に用いた法定福利费率等について、計算書等の根拠資料（様式任意）